

所掌事項

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関すること。
- (2) 市が処理する地域自治区の区域にかかる事務に関すること。
- (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の住民との連携強化に関すること。
- (4) 条例で定める市の施策に関する重要事項で市から意見を求められた事項。

設置根拠

地方自治法第202条の5
宮古市地域自治区条例第3条

設置年月日

H22. 1. 1

委員定数

12人以内

委員任期

2年

現任委員発令日

R4. 6. 21

現任委員任期満了日

R6. 6. 20

担当課

川井総合事務所

TEL : 0193-76-2114 内線 6413

FAX : 0193-76-2042

E-mail : kawai-shisho@city.miyako.iwate

備考